

説明会に替えて連絡する事項

1. 参加表明書の提出について

参加表明書には審査を希望する学校に必ず優先順位及び落札可能な校数を記載すること。

なお、優先順位の通りの落札を確約するものでは無いので注意すること。

2. 提案様式5、6について

プロポーザル提案時に提出する提案様式5、6の責任者・副責任者について、「菟道第二小学校、北檜島小学校、伊勢田小学校、大久保小学校、平盛小学校、木幡小学校、御蔵山小学校」のうち、複数校の審査を希望する場合には、各校必ず異なる責任者を記載すること。

3. 見積書の取扱について

- 1) 審査事項の1項目として参考見積の提出を求めるが、提案内容が同等程度であると思われるときは、見積金額の低い方を選定する場合がある。
- 2) 最終的な契約金額については、契約締結段階で宇治市としての積算を行いつつ、見積書の金額を上限額として協議し決定することとする。

4. 審査委員について

審査委員については、審査前には公表しない。

5. 資料等について

宇治市が提供する資料以外の資料収集は、独自に行うこと。

6. 営業活動について

本日以降の営業活動は、自粛すること。

7. 契約に係る制限について

「菟道第二小学校、北檜島小学校、伊勢田小学校、大久保小学校、平盛小学校、木幡小学校、御蔵山小学校」7案件について参加申込できるが、1業者が契約できるのは、令和8年4月1日時点で5校までとする。本案件の審査の結果、令和8年4月1日以降の契約（予定）校数が5校となった者は、今回の宇治市立小学校給食調理等業務委託案件の契約対象者として選定しないので注意すること。